

駐車監視員活動ガイドライン

令和2年4月1日施行

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

重点路線

◎ 最重点路線

路線（区間）	重点時間帯
平和通り(日立駅入口交差点～日立駅前交差点)	8時～2時

◎ 重点路線

路線（区間）	重点時間帯
国道6号線(桐木田交差点～兎平交差点)	8時～2時
国道245号線(旭町交差点～水木町2丁目西交差点)	
市民会館通り(若葉町1丁目交差点～助川中学校入口交差点)	
さくら通り	
県道日立笠間線(国道245号線～千石町1丁目)	

重点地域

◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
日立駅を中心とする幸町1～2丁目、弁天町1～2丁目、鹿島町1～2丁目及びその周辺	8時～2時

◎ 重点地域

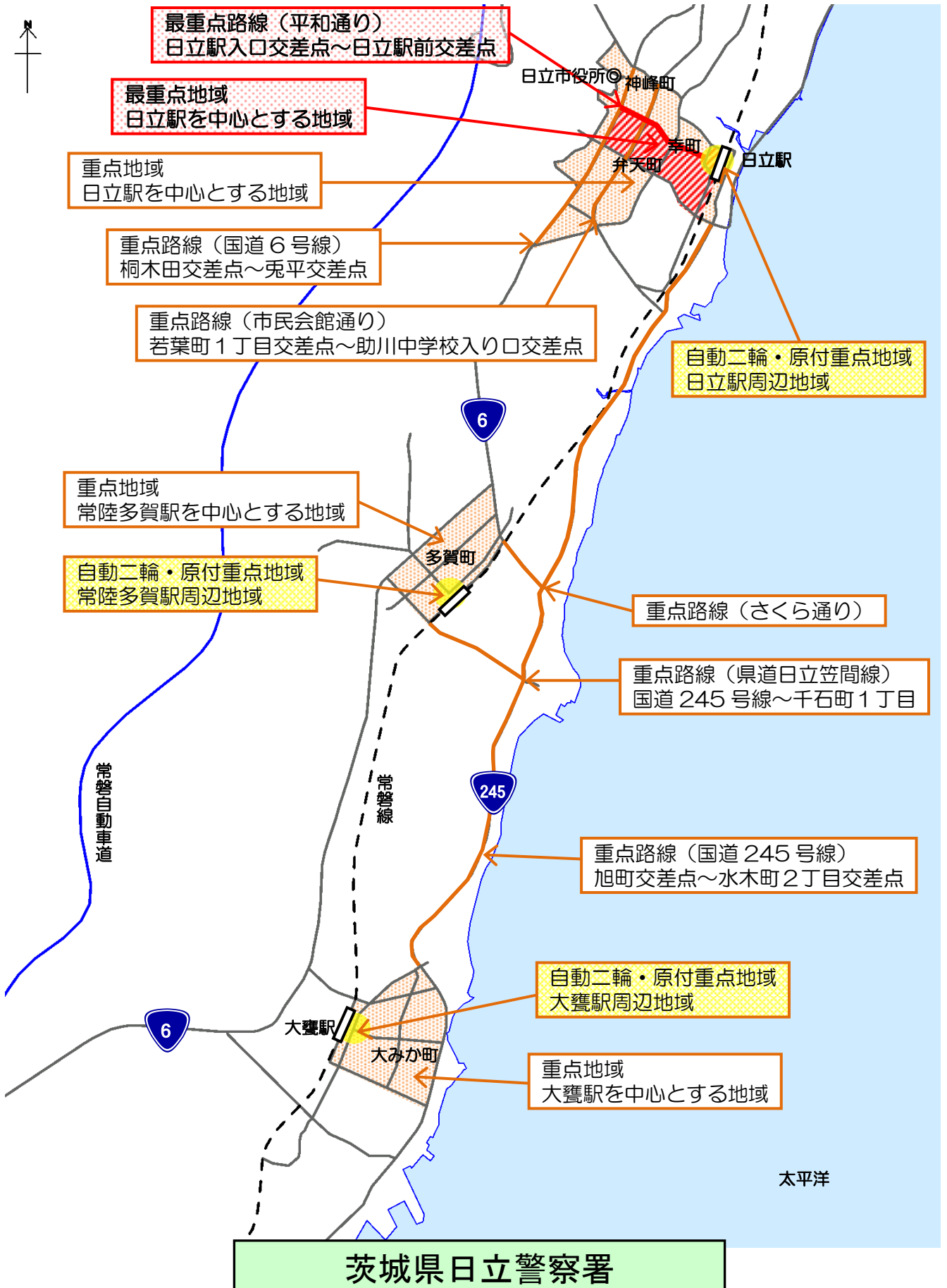
地域	重点時間帯
日立駅を中心とする旭町1～2丁目、幸町1～2丁目、平和町1～2丁目、若葉町1～2丁目、弁天町1～3丁目、神峰町1～2丁目、鹿島町1～3丁目、城南町1丁目、宮田町1丁目、助川町1丁目及びその周辺	8時～2時
常陸多賀駅を中心とする千石町1～2丁目、多賀町1～5丁目及びその周辺	
大甕駅を中心とする大みか町1～4丁目及びその周辺	

◎ 自動二輪・原付重点地域

地域	重点時間帯
日立駅周辺、常陸多賀駅周辺、大甕駅周辺	8時～2時

茨城県日立警察署

駐車監視員活動エリア地図



駐車監視員活動ガイドライン確認標章取付状況

令和元年中、駐車監視員、警察官及び交通巡視員がガイドラインに基づいて行った確認標章の取付け状況を公表します。

